給与支払報告書(個人明細書)記載上の注意点

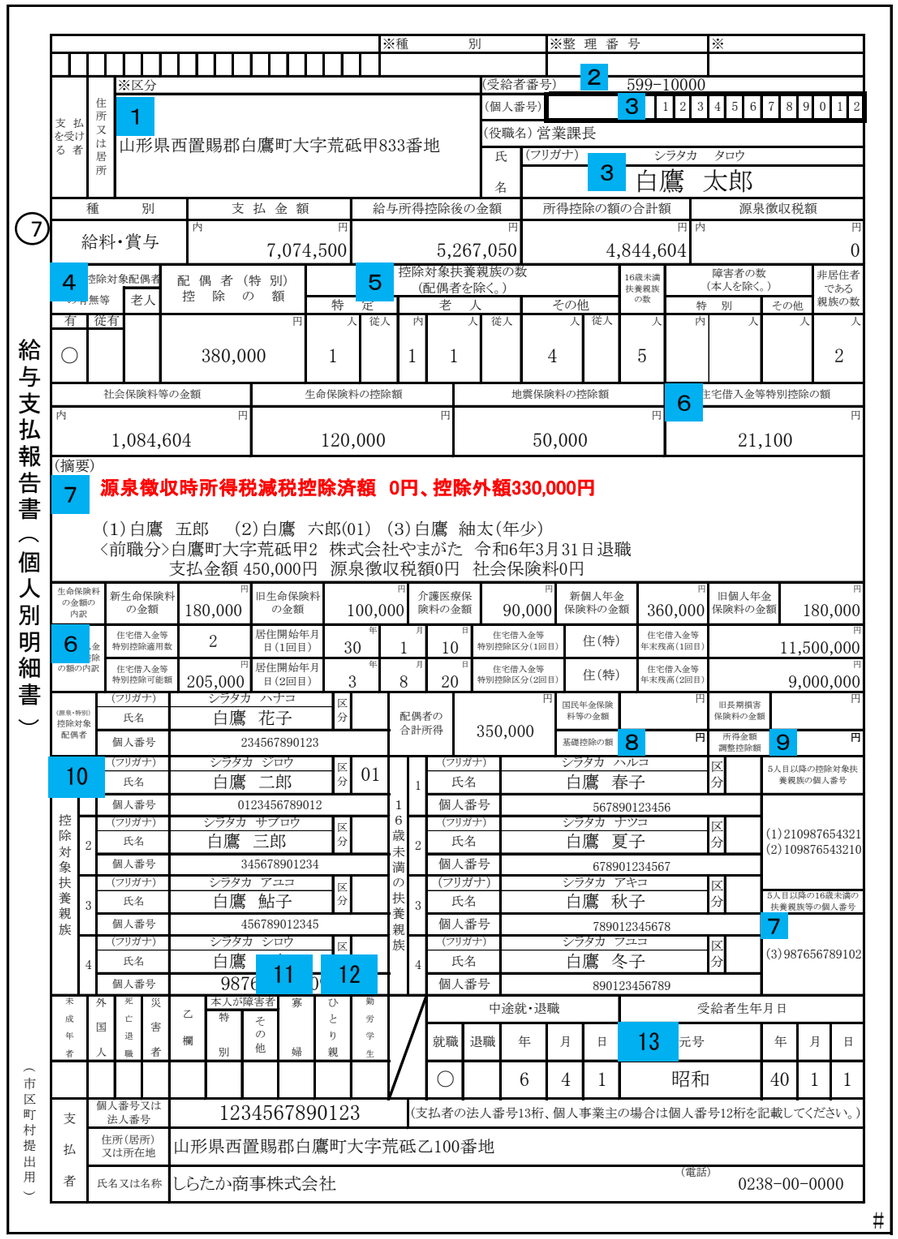

給与支払報告書（個人別明細書）

⑦

※種別　※整理番号　※

支払を受ける者　住所又は居所　※区分　1　山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

(受給者番号) 2 599-10000

(個人番号) 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

(役職名) 営業課長

氏名 (フリガナ) 3 シラタカ　タロウ　白鷹　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 7,074,500 円	円 5,267,050	円 4,844,604	内 円 0

4 控除対象配偶者の有無等			配偶者(特別)控除の額	5 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)							16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)			非居住者である親族の数
		老人		特定		老人				その他		特別		その他	
有	従有		円	人	従人	内 人	従人	人	従人	人	人	内 人	人	人	人
○			380,000	1		1	1			4		5			2

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	6 住宅借入金等特別控除の額
内 円 1,084,604	円 120,000	円 50,000	円 21,100

(摘要)

7 **源泉徴収時所得税減税控除済額　0円、控除外額330,000円**

(1)白鷹　五郎　(2)白鷹　六郎(01)　(3)白鷹　紬太(年少)
<前職分>白鷹町大字荒砥甲2　株式会社やまがた　令和6年3月31日退職
支払金額 450,000円　源泉徴収税額0円　社会保険料0円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 180,000	円 100,000	円 90,000	円 360,000	円 180,000

6 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)
	2	年 30 月 1 日 10	住(特)	円 11,500,000
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)
	円 205,000	年 3 月 8 日 20	住(特)	円 9,000,000

(源泉・特別)控除対象配偶者			配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
(フリガナ) シラタカ　ハナコ	区分		円 350,000	円	円
氏名 白鷹　花子				基礎控除の額 8 円	所得金額調整控除額 9 円
個人番号 234567890123					

控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族			5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	(フリガナ) シラタカ　ジロウ	区分 01	1	(フリガナ) シラタカ　ハルコ	区分	
	氏名 10 白鷹　二郎			氏名 白鷹　春子		
	個人番号 012345678912			個人番号 567890123456		
2	(フリガナ) シラタカ　サブロウ	区分	2	(フリガナ) シラタカ　ナツコ	区分	(1)210987654321
	氏名 白鷹　三郎			氏名 白鷹　夏子		(2)109876543210
	個人番号 345678901234			個人番号 678901234567		
3	(フリガナ) シラタカ　アユコ	区分	3	(フリガナ) シラタカ　アキコ	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号 7
	氏名 白鷹　鮎子			氏名 白鷹　秋子		
	個人番号 456789012345			個人番号 789012345678		
4	(フリガナ) シラタカ　シロウ	区	4	(フリガナ) シラタカ　フユコ	区分	(3)987656789102
	氏名 白鷹 11	12		氏名 白鷹　冬子		
	個人番号 9876			個人番号 890123456789		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	13 元号	年	月	日
○		6	4	1	昭和	40	1	1

支払者	
個人番号又は法人番号	1234567890123　(支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)
住所(居所)又は所在地	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙100番地
氏名又は名称	しらたか商事株式会社　(電話) 0238-00-0000

(市区町村提出用)

#

※扶養親族等の対象となる年齢・生年月日について

○特定扶養親族･･･年齢19歳以上23歳未満の方
（平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方）

○老人扶養親族･･･年齢70歳以上の人（（源泉）控除対象配偶者の老人も同じ）
（昭和30年1月1日以前に生まれた方）

○その他の扶養親族･･･年齢16歳以上の方で、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方（平成21年1月1日以前に生まれた方）

○16歳未満の扶養親族･･･平成21年1月2日以後に生まれた方

1．住　　所

令和7年1月1日現在住民登録している住所を記入してください。

2．受給者番号

税額決定通知書に記載が必要な場合は記入してください。

3．個人番号　氏名・フリガナ

記入漏れがないよう、正確に記入してください。

4．（源泉）控除対象配偶者の有無等及び配偶者（特別）控除の額

控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象配偶者(70歳以上)に該当する場合は老人欄にも○を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。

5．控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）及び16歳未満扶養親族の数

それぞれの人数を記載してください。なお控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号も人数の記載と併せてご記入ください。町民税・県民税では、非課税基準額が設けられており、扶養人数（16歳未満扶養親族含む）によって基準額が変動しますので漏れなく記入してください。

6．住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、住宅借入金等特別控除の額と、住宅借入金等特別控除の額の内訳の各欄を必ず記入してください。
※令和6年中に居住開始された方は、初年度のため確定申告が必要です。

7．摘 要 欄

①令和6年分所得税の定額減税に関する事項

【年末調整をした給与の場合】 定額減税に関する事項を記入してください。定額減税に関する事項は、摘要欄の最初に記載します。

・源泉徴収時所得税減税控除済額　xxx円、控除外額　xxx円
（実際に控除した年調減税額、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額）

・合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調税額の計算に含めた場合は「非控除対象配偶者減税有　同一生計配偶者の氏名（同配）」と記載してください。

【年末調整をしない給与の場合】 定額減税に関する事項の記載は不要です。

②前職分給与を含む場合
前職分給与を含む場合は前職分の支払者の住所と前事業所名・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料を記入してください(複数分合算している場合も同様に事業所ごと記入してください)。

③扶養親族が5名以上
括弧書きの数字を付し5人目以降の扶養親族の氏名を書いてください。その対象者の個人番号は『5人目以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。

④同一生計配偶者
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が特別障害に該当する場合は配偶者の氏名の後ろに(同配)を付して記入してください。

⑤所得金額調整控除
給与収入金額が850万円を超える者のうち23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、扶養親族の氏名に(調整)を付して記入してください。ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可能です。

⑥退職手当等を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合
退職手当等を受ける配偶者(退職手当を除く合計所得金額が133万円以下であるもの)又は扶養親族がいる場合は氏名の後ろに(退職)を付して記入し、その他の必要事項を記入してください。その対象者の個人番号は『5人目以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。

8．基礎控除の額

年末調整をした受給者で合計所得金額の見積額が2,400万円超の場合は記入してください(32万円又は16万円)。2,500万円超の場合適用はありません。2,400万円以下の場合（48万円）は記載不要です。

9．所得金額調整控除額

給与収入金額が850万円を超える者で本人が特別障害者である場合又は、23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける場合は【(給与収入金額－850万円)×10%】に相当する金額を記入してください。
限度額は15万円です。

10. 控除対象扶養親族

居住者については空欄にしてください。非居住者については、区分欄に次のように記載してください。
非居住者(30歳未満又は70歳以上)：01、非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)：02、非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)：03、
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)：04

11. 寡　　婦　※該当受給者にのみ○を記入・ひとり親に該当する者は除く

夫と離婚した後婚姻してない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。

12. ひとり親　※該当受給者にのみ○を記入・寡婦控除との併用不可

婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が48万円以下の者)があり受給者の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。

13. 受給者生年月日　元号は漢字（大正・昭和・平成）で記入してください。